

市民温水プール各配電盤修繕について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年7月30日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 修繕名 : 市民温水プール各配電盤修繕
- (2) 履行場所 : 久留米市上津町地内
- (3) 修繕内容 : 別紙
「市民温水プール各配電盤修繕仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格: 予定価格 13,137,300 円（税込）
入札書比較価格 11,943,000 円（税抜）
- (6) 最低制限価格: 最低制限価格 10,509,400円（税込）
最低制限比較価格 9,554,000円（税抜）
- (7) 支払条件 : 前金払い及び部分払いなし
- (8) 契約条項を示す場所: 環境部施設課
(上津クリーンセンター3階事務室)

2 入札参加資格審査

- (1) 資格審査方法
事後審査
- (2) 参加資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ. 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- ウ. 久留米市内に主たる営業所（本店）を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該営業所が掲載されている者であること。
- エ. 名簿に電気工事を第一希望で掲載されている業者であること。

- オ. 入札に参加しようとする者が、次の各号に掲げる関係を有する場合は、当該関係を有する者のうち1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 前2号に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合

3 入札

入札参加を希望する者は、以下の(2)に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。
(期限までに提出がなかった場合は、市民温水プール各配電盤修繕に係る条件付一般競争入札へ参加できないものとする。)

(1) 入札方法

郵便入札 ※市窓口への持ち込みは不可とする。

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札参加資格確認申請書（第1号様式）

(3) 提出期限

令和8年8月14日(金) 17時15分必着

(4) 提出先（宛先）

9 事務局に示す。

(5) 郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面には「入札書在中」と朱書きし、業務名及び商号（名称）を記入し**封印**する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ **一般書留又は簡易書留**のいずれかで郵送する。

(6) 入札に関する注意事項

① 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

② 久留米市に到着した入札書の書き換え、引き換え、引き取り、又は撤回をすることはできない。

③ 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

④ 入札回数は1回とする。

4 開札

- (1) 日時：令和8年8月18日(火) 15時15分
- (2) 場所：久留米市上津町2199-35 上津クリーンセンター 3F 大会議室
- (3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札候補者の決定
予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知
落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

7 その他入札に関し必要な事項

- (1) 質問の受付期間及び受付場所
 - ア. 受付期間： 公告日から 令和8年8月5日(水) 17時まで
 - イ. 受付場所： 9 事務局
 - ウ. 質問の提出方法：
FAX又はEメールで提出し、電話にて着信を確認すること。
電話での質問は受け付けない。
 - エ. 質問に対する回答：
令和8年8月7日(金) までにEメールで回答する。
また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内(期間満了日が久留米市の休日を定める条例(平成元年久留米市条例第35条)第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで)に市が示す契約書により契約締結の手続きをすること。

8 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

9 問い合わせ先(事務局)

久留米市 環境部 施設課

住所：〒830-0052

久留米市上津町2199-35

上津クリーンセンター3階事務室

電話：0942-65-3591

FAX：0942-21-0302

Eメール：cleancnt@city.kurume.lg.jp